

## 令和元年12月定例会報告

今回の議会では、多くの議論が交わされました。

まずは、初日に副市長の選任の議案が上程されましたが、無記名投票の結果、否決となりました。しかし、最終日に再度、副市長の選任の議案が上程され、可決されました。副市長の不在が問題とと思っていましたが、正常化になったので、良かったなと感じています。

議案104号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件については、継続審査となりました。この条例は、ふれあいセンターの利用促進を図ることを目的として民間団体による管理が可能となるよう、指定管理に関する規定を整備するものですが、この制度によるメリットはあるものの、デメリットの洗い出しやその解決策、また実際上の管理料がどのように算出されるのかなど制度設計が十分ではなく納得できる制度にしなければいけないとの考えから、継続審査に賛成をし、採決の結果、継続審査になりました。

議案105号宇部市出張所設置条例廃止の件については、否決となりました。この条例は、出張所で実施している住民票等各種証明等の交付事務について、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの交付環境の整備状況を踏まえ、事務を取りやめることに伴い、出張所を廃止するものです。現在、マイナンバーカードの普及率は16.2%であり、宇部市としては、今からスマートシティを目指すのであれば、出来るだけ多くの事務が出張所でできるようにすべきであり、マルチコピーも配備し、マイナンバーカードの普及に努めるべきとの考えから、この条例案には反対しました。採決の結果、否決となりました。

宇部市公民館条例廃止の件については、原案を差し替えたのち可決となりました。この条例は、社会教育に係る公民館機能をふれあいセンターに統合することにより、地域の特性を活かした地域づくりを進めるとともに、地域と学校の連携・協働体制を強化していくものです。この条例の審議の過程で、この条例を廃止することに伴い、法制執務上、他の条例も改正する必要があり、差し替えを要求し、執行部として差し替えたもので協議しました。内容については、現状でもふれあいセンターと公民館が併設されており、公民館の廃止によるデメリットは生じないことから賛成をしました。採決の結果、可決されました。

議案95号令和元年度宇部市一般会計補正予算（第4回）について、補正予算の中に、旧井筒屋宇部店利活用方針に沿った既存施設の改修基本計画・基本設計のための「大型空き店舗等改修事業費」12,760千円の予算が組まれていました。わが会派においては、現在の市の計画では、駐車場問題が解決しておらず、また、出来れば民間手法でまちづくりができるよう、まずは、裏の公園用地の問題をクリアしなければならないと山下節子議員が一般質問でも取

り上げました。

その後、市においてその意見も参考に民間からサウンディングという手法で意見を聞くことになりました。どのようなものが出るか分かりませんが、その結果を基に市議会の特別委員会に諮ったのちに実施をしていくことになり、賛成をしました。

今議会では、次のとおり一般質問しました。

○ 一般質問

- 1 下水道事業計画の見直しに伴う都市計画税の取り扱いについて
- 2 ときわ公園サポーター登録制度を利用した市の入札又は見積りの指名における配慮及び競争入札参加資格審査における発注者点数の加算対象措置について

の2点について質問をしました。

- 1 下水道事業計画の見直しに伴う都市計画税の取り扱いについて

(質問要旨)

現在、令和8年度末の汚水処理人口普及率95%以上を目標とした整備計画を策定することとされ、宇部市では、将来の人口減少等を見据え、経済性、整備時期等を考慮した下水道整備区域の見直しが行われています。

これに伴い、宇部市上下水道事業検討委員会で、下水道事業計画の見直しの提言書が出ており、地元説明会などを始めておられると聞いていますが、公共下水道対象地域でなくなる地域における都市計画税の取り扱いを今後どのようにされるのかお伺いします。

(回答要旨)

都市計画税は下水道など都市計画事業などに要する費用に充てる目的税で、現在、用途の8割以上を下水道事業が占めている。下水道計画の見直しを契機に、財政公表時に目的と用途を明示し、負担の公平性など総合的な観点から見直しを検討していく。

(再質問)

- 1 下水道事業地域から外れる地域の今後の対策
- 2 国の動向 (10年概成の説明)
- 3 宇部市の下水道の状況
- 4 下水道事業の平成30年度決算の状況
- 5 宇部市の都市計画の概要について
- 6 今回の下水道事業計画から外れる地域の用途はどのようなになっているか。
- 7 都市計画税の概要

8 宇部市における都市計画税の納税義務者

9 都市計画税の30年度の総額と下水道計画区域外になる地域に係る都市計画税の額は。

10 相続税で用途地域とそうでない地域の取り扱いの違い

上記の観点から再質問をしました。

(回答要旨)

下水道事業計画の見直しにより合併処理浄化槽となった区域については、初期費用について上乗せ補助を検討する。

宇部市の下水道は、昭和23年4月に事業着手し、72年が経過し、宇部市全体の公共下水道人口普及率は77.2%に達している。令和8年度末までに合併浄化槽を含めた汚水処理人口普及率が95%以上にならないといけない。また、その後、国の補助金を受けられる見込みが少ないこと、下水道事業の借金である企業債残高は、約316億9千万円である。

都市計画税とは、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税であり、都市計画事業とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいうとされている。都市計画税は、都市計画区域のうち用途地域内に所在する土地及び家屋に対し、当該土地又は家屋の所有者に課する、となっている。都市計画施設は、道路、駐車場、公園、水道、下水道、ごみ焼却場、学校、図書館、保育所、市場、火葬場などである。都市計画税の総計は15億9524万円で、今回の下水道計画区域外になる地域に係る都市計画税は、面積比で計算すると3億5千万円程度である。

(要望)

現在、都市計画税を徴収していない用途地域外の人について恩恵を受けてないのは下水道施設だけである。

ある市（宮城県大崎市）では、下水道計画が無くなった区域においては、2018年度分から都市計画税の課税対象から外し、都市計画税を徴収していないということで、2011年度に下水道計画を見直しており、さかのぼって都市計画税の返還を求める請願が議会に出ているとのことであり、その後の経過はわからないが、宇部市においてはこのようなことが起きないように、早急に意思決定をし、処理しなければならない課題であるので、しっかり検討をするようお願いした。

2 ときわ公園サポーター登録制度を利用した市の入札又は見積りの指名における配慮及び入札参加資格における発注者点数の加算対象措置について

この質問は、重枝議員さんからも同じ内容の質問がありましたが、私からは、善意の寄附が入札などで有利に働くのはおかしい。早急な見直しをしてもらう

ように強く指摘しました。今回の質問については、概要説明をします。

(概要説明) 私の知っている企業の方々から、令和元年11月19日付事務連絡で、市長名で発送され「ときわ公園サポーター登録制度について(お知らせ)」について、ときわ公園サポーター募集のお願いの文書が送られてきたが、なお書きがおかしいのではないかと苦情がありました。その内容は、「なお、本制度の内、プレミアムサポーターとして1回の申込みにつき50口以上のサポートを行った場合、市の入札又は見積りの指名において配慮します。また、本市の建設工事に係る競争入札参加資格審査において、発注者点数の加算対象となります(加点には上限があります)」という文章です。なお、50口以上のサポートとは、5万円の寄附を指します。

この文書は、強制的に寄附をお願いするもので、契約や入札に差をつけるのは社会通念上おかしいので、すぐにでもお詫び文を発送し、対処した方が良くと指摘しました。これを受けて、12月3日に発番をとり、市長名で発送されましたが、その文書の中に「ときわ公園サポーター制度の十分な説明がなく、制度への登録を強要するような表現がありましたことを、心からお詫び申し上げます。ときわ公園サポーター制度への登録は、任意であり、サポーター制度の趣旨をご理解いただいたうえで、ときわ公園への支援、ご協力をお願いいたします。なお、本市の入札制度において、ときわ公園サポーター制度などにご協力いただいた場合の運用につきましては、今後、総合的な観点から見直しを検討させていただきます。」との文書が発送されました。

直ちに、制度の見直しをしようと思っておりましたが、制度の見直しは行われないう印象でした。他市でも「市政課題に寄与する取組」により契約や入札に有利にすることはありますが、金銭による寄附を対象にしている地方公共団体はないのではないかと思います。早急に改善されることを望み、今後も注視していきます。